

## GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領

令和6年1月29日  
文部科学省初等中等教育局長決定

### 第1 通則

公立学校情報機器整備事業費補助金により都道府県に造成された基金（「GIGAスクール構想加速化基金」と呼称し、以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金管理事業」という。）及び基金を活用して行う公立学校における情報機器等の整備に係る事業（以下「整備事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

### 第2 基金管理事業の実施

#### (1) 基金の造成

基金は、都道府県がこれを造成するものとする。

#### (2) 基金の造成方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

#### (3) 基金管理事業の実施

##### ① 基金管理事業の実施計画の策定等

ア 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、第5（4）において定める事業実施期限（以下「事業実施期限」という。）までの整備事業に係る計画（以下「整備事業計画」という。）を策定し、都道府県が別に定める日までに都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、事業実施期限までの整備事業計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した整備事業計画及び都道府県が策定した整備事業計画について調整を行い、事業実施期限までの基金管理事業に係る計画（以下「基金管理事業計画」という。）を策定する。

エ 都道府県は、市町村が整備事業計画を策定するに当たり、あらかじめ市町村ごとの補助金額の上限を提示することができるものとする。

オ 都道府県は、基金管理事業計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。

##### ② 基金の取崩し

都道府県は、基金管理事業計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う整備事業に必要な経費を必要に応じ基金から取り崩し、支出するものとする。

ただし、事業実施期限の翌日以降実施した整備事業に係る経費については、支出できないものとする。

③ 基金管理事業計画の見直し

都道府県は、整備事業計画の変更により、必要に応じて基金管理事業計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金管理事業の中止

都道府県は、基金管理事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金（（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、整備事業及び基金管理事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

(7) 精算

精算に当たっては、別に示す様式により、保有額、基金管理事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学大臣に令和11年6月末までに報告し、その指示を受け、精算した残余金を国庫に返還しなければならない。

(8) 事業実施状況報告

都道府県は、別に示す様式により、毎年度の事業実施状況を翌年度の6月10日までに文部科学大臣に報告するとともに、これを公表しなければならない。

なお、基金を解散する日の属する年度の事業実施状況報告については、第5（5）によるものとする。

### 第3 整備事業の実施

(1) 整備事業の対象

整備事業の内容及び対象経費等は、別添「公立学校情報機器等整備事業」に定めるとおりとする。

ただし、他の制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業は、整備事業の対象としない。

(2) 整備事業の実施主体

整備事業の実施主体は、都道府県、市町村及び民間事業者（情報機器をリース契約により都道府県または市町村に提供する者）

(3) 共同調達会議

都道府県は、都道府県及び域内の市町村が別添の第3（1）に基づき実施する学習者用コンピュータの共同調達（本項において「共同調達」という。）を円滑に実施させるため、共同調達会議を設置しなければならない。

ただし、本要領の策定時点においてすでに存在する会議体に共同調達を円滑に実施させるための任を追加する場合は、共同調達会議を新たに設置する必要はない。

(4) 市町村又は民間事業者が行う整備事業に係る補助金の申請等

① 市町村又は民間事業者（以下「市町村等」という。）は、整備事業を実施しようとする場合には、都道府県に対し整備事業に係る補助金の申請を都道府県が定める様式により、都道府県に提出しなければならない。ただし、市町村がリース契約により整備する場合は民間事業者と共同で申請すること。

② 都道府県は、市町村等から整備事業に係る補助金の申請を受けた場合には、審査

を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村等に対し補助金の交付を決定するものとする。

- ③ 都道府県は、②の交付決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村等に対し補助金を交付するものとする。

(5) 整備事業の中止

- ① 都道府県は、整備事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 市町村等は、整備事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県に報告し、その指示を受けなければならない。
- ③ ②に基づき都道府県が指示する場合は、あらかじめ文部科学大臣の指示を受けなければならない。

(6) 事業実施報告

整備事業により学習者用コンピュータ等の整備又は更新を行った市町村等は、当該整備又は更新を行った日の属する翌年度の4月10日までに、整備事業の事業実施報告を都道府県が定める様式により、都道府県に提出しなければならない。ただし、市町村がリース契約により整備する場合は民間事業者と共同で提出すること。

第4 整備事業を実施する場合の条件

整備事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が整備事業を実施する場合

整備事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を整備事業が完了する日（整備事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(2) 市町村等が整備事業を実施する場合

都道府県は、市町村等が実施する整備事業に対して、この基金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ① 整備事業計画を変更する場合には都道府県の承認を受けなければならない。
- ② 整備事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を整備事業が完了する日（整備事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ③ 市町村等が①及び②により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を都道府県に納付させることがある。

- (3) (2) ③により市町村等から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

第5 基金管理事業及び整備事業の中止・終了等

- (1) 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、基金管理事業及び整備事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。

- ① 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令

第255号)、公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱(令和6年1月29日文部科学大臣決定)若しくはこの要領又はこれらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合

- ② 都道府県が、基金を整備事業又は基金管理事業以外の用途に使用した場合
- ③ 都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- ④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 文部科学大臣は、(1)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(3) (2)の期限内に基金に充当がなされない場合には、文部科学大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。ただし、(1)④に掲げる場合は除くものとする。

(4) 整備事業は令和11年3月31日をもって終了とする。

また、基金管理事業は同日が到来した時点で終了とし、その時点で基金を解散することとする。ただし、同日が到来した時点における整備事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、同日の翌日から起算して3か月間を限度に基金管理事業及び整備事業を延長することができる(この場合は、精算が完了した上で、基金を解散するものとする。)

(5) 基金を解散する場合には、別に示す様式により、解散する時までの基金の保有額、基金管理事業に係る保管の状況等必要な事項を文部科学大臣に報告し、その指示を受け、解散する時に有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(6) 基金の額が基金管理事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると文部科学大臣が認め、補助金の全部又は一部に相当する額の返納を命じた場合には、文部科学大臣が指定する期日までに国庫に返納しなければならない。

## 第6 その他

(1) 都道府県は、整備事業に係る補助金の申請及び交付決定の事務に係る手続等を定め、実施するものとする。

都道府県は、別添の第4の区分ごとの交付額について、整備事業を実施するに当たり、この区分を超えて配分の変更をする場合は、文部科学大臣に事前に届け出なければならない。ただし、別添の第3(1)と(2)の相互間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の軽微な変更を除く。

なお、別添の第4の区分「公立学校情報機器等整備事業」から区分「都道府県事務費」への経費配分の変更は認めない。

(2) 補助金の交付決定後の事情の変更等により、本要領の変更が必要となった場合には、目的の範囲内で、文部科学大臣が変更することができる。

(3) 都道府県は市町村に当該基金管理事業及び整備事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われなければならない。

## 公立学校情報機器等整備事業

## 第1 事業の目的

公立学校の学習者用コンピュータ等の情報機器を効率的に整備更新することを目的とする。

## 第2 実施主体

実施主体は、都道府県、市町村及び民間事業者(情報機器をリース契約により地方公共団体に提供する者。)

## 第3 事業内容

## (1) 公立学校情報機器整備事業

以下では、児童生徒が実際に利用することを想定して調達する学習者用コンピュータを「学習者用端末」とし、学習者用端末の故障等時に代替機として運用するために調達する学習者用コンピュータを「予備機」という。

各年度において、補助の対象となる学習者用端末の台数の上限は以下の①のとおりとし、予備機の台数の上限は以下の②のとおりとする(予備機のみ前倒して整備することはできない。)

ただし、①及び②の計算結果に関わらず、各年度における学習者用端末及び予備機の調達台数の和は、以下の③を超えることはできないものとする。

①学習者用端末の台数の上限：

$$\left[ \begin{array}{c} \text{当該年度の児童生徒数} \\ \text{(5月1日現在)} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{基金により整備済みの} \\ \text{学習者用端末の総台数} \end{array} \right]$$

②予備機の台数の上限：

$$\left[ \begin{array}{c} \text{当該年度に調達する} \\ \text{学習者用端末の台数} \\ + \\ \text{基金により整備済みの} \\ \text{学習者用端末の総台数} \end{array} \right] \times 0.15 - \left[ \begin{array}{c} \text{基金により整備済みの} \\ \text{予備機の総台数} \end{array} \right]$$

③学習者用端末及び予備機の調達台数の和の上限：

$$\left[ \begin{array}{c} \text{当該年度の児童生徒数} \\ \text{(5月1日現在)} \end{array} \right] \times 1.15 - \left[ \begin{array}{c} \text{基金により整備済みの} \\ \text{学習者用端末及び} \\ \text{予備機の総台数} \end{array} \right]$$

(1-1) 公立学校情報機器購入事業

- ① 実施者  
都道府県又は市町村
- ② 対象  
公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校  
小学部及び中学部
- ③ 対象経費  
学習者用コンピュータの整備又は更新に要する経費（情報機器の運搬費、情報  
機器の設置・据え付け費を含む。）
- ④ 補助基準額・補助率  
補助基準額 1台あたり55,000円  
（別表に掲げる地域については、同表に掲げる率を乗じた額を上限とする。）  
補助率 国：2/3、実施者：1/3
- ⑤ 補助要件
  - ・都道府県及び市町村は、都道府県が第3（3）に基づき共同調達会議を設置す  
る際に当該会議に参加すること。
  - ・都道府県及び市町村が本事業により学習者用コンピュータの整備又は更新を行  
うに当たっては、共同調達会議が取りまとめる共同調達によりこれらを行うこ  
と。ただし、別に定める場合はこの限りではない。
  - ・補助の対象となる端末は、別に定める端末の最低スペック基準を満たすこと。
  - ・実施者は、調達を行う年度の5月1日現在の教員数分の指導者用端末を整備す  
ること。
  - ・実施者は、児童生徒が利用する端末を対象としたWebフィルタリング機能（違  
法・有害情報との接触を防ぎ、安心・安全なインターネット利用を補助する機  
能）を備えること。
  - ・実施者は、別に定める計画の策定要領に従い、端末の日常的な利活用に係る計  
画等を策定し、公表すること。

(1-2) 公立学校情報機器リース事業

- ① 実施者  
都道府県及び民間事業者又は市町村及び民間事業者
- ② 対象  
公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校  
小学部及び中学部
- ③ 対象経費  
学習者用コンピュータの整備又は更新に要する経費（情報機器の運搬費、情報  
機器の設置・据え付け費を含む）
- ④ 補助基準額・補助率  
補助基準額 1台あたり55,000円  
（別表に掲げる地域については、同表に掲げる率を乗じた額を上限とする。）  
補助率 国：次の計算式に基づく定額、都道府県又は市町村：1/3  
補助基準額×整備台数×2/3と契約単価（補助対象となる端末本体等

相当額) × 整備台数 × 2/3 のいずれか低い額

※当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)が生じる場合は相当する額を減額する。

⑤ 補助要件

- ・都道府県及び市町村は、都道府県が第3(3)に基づき共同調達会議を設置する際に当該会議に参加すること。
- ・都道府県及び市町村が本事業により学習者用コンピュータの整備又は更新を行うに当たっては、共同調達会議が取りまとめる共同調達によりこれらを行うこと。ただし、別に定める場合はこの限りではない。
- ・補助の対象となる端末は、別に定める端末の最低スペック基準を満たすこと。
- ・都道府県及び市町村は、調達を行う年度の5月1日現在の教員数分の指導者用端末を整備すること。
- ・都道府県及び市町村は、児童生徒が利用する端末を対象としたWebフィルタリング機能(違法・有害情報との接触を防ぎ、安心・安全なインターネット利用を補助する機能)を備えること。
- ・都道府県及び市町村は、別に定める計画の策定要領に従い、端末の日常的な利活用に係る計画等を策定し、公表すること。

(2) 公立学校入出力支援装置購入事業

① 実施者

都道府県又は市町村

② 対象

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校に在籍する支援装置が必要な児童生徒

③ 対象経費

障害により情報機器の入出力自体に困難を抱えた児童生徒のための支援装置の更新等に要する経費(情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む)

④ 補助基準額・補助率

補助基準額 定額補助、下限額10,000円

※別に定める「入出力支援装置の補助対象の目安」を参考とすること。

補助率 国：10/10

(3) 都道府県事務費

① 実施者

都道府県

② 対象

公立学校情報機器整備事業費補助金により都道府県に造成された基金（都道府県が設置する既存の基金に積立て、区分経理する場合を含む。）に関する都道府県における事務処理に要する経費（共同調達事務に係る経費を含む。）

③ 対象経費

報酬、職員手当（時間外勤務手当に限る）、共済費（報酬に係る社会保険料）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会議等における茶代に限る）、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料

④ 補助率：定額

第4 事業区分

| 区 分           | 事業内容                 |
|---------------|----------------------|
| 公立学校情報機器等整備事業 | 第3（1－1）公立学校情報機器購入事業  |
|               | 第3（1－2）公立学校情報機器リース事業 |
|               | 第3（2）公立学校入出力支援装置購入事業 |
| 都道府県事務費       | 第3（3）都道府県事務費         |



別表

| 特別加算の対象地域  | 特別加算率   |
|--|---------|
| へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第3条第1項に基づく1級から5級のへき地学校  | 102/100 |
| 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合 | 102/100 |
| 奄美郡島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189条）第1条に規定する区域に所在する場合       | 102/100 |
| 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79条）第2条に規定する区域に所在する場合       | 102/100 |
| 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する区域に所在する場合         | 102/100 |

※重複して該当する場合は、重複して特別加算を加えられない。